

まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応

令和4年3月23日
原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策について、まん延防止等重点措置の解除を踏まえ、原子力規制委員会の対応は以下のとおりとしたい。

1. 原子力規制委員会、審査会合等の開催、原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法の運用については、令和3年度第36回原子力規制委員会に報告（参考）したとおりとする。
2. 原子力規制庁の勤務体制
○テレワークを最大限活用することとする。

令和4年3月9日第70回原子力規制委員会配布資料（抜粋）

○業務遂行可能な範囲でテレワーク、ローテーション勤務等（休暇を含む）を行い、本庁（人材育成センターを含む）においては出勤者数削減5割を目指す。

○職場に出勤する場合でも、時差出勤・昼休みの時差取得等により可能な限り人との接触の低減に取り組む。

緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応

令和3年10月6日
原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策について、令和3年10月1日から緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、原子力規制委員会の対応は以下のとおりとしたい。

1. 原子力規制委員会、審査会合等

○原子力規制委員会定例会

会議の形式は、対面形式に戻す。一般傍聴の受付は、再開する。

○審査会合、検討チーム会合等

会議の形式は、Web会議等を原則とするが、対面形式による開催も可とする。一般傍聴の受付は、再開する。

2. 原子炉等規制法の運用

○原子力規制検査及び使用前検査等

検査計画に基づき実施する。

○IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査

引き続き、計画通り検査を実施するというIAEAの方針を踏まえ、必要な対応を行う。

3. 放射性同位元素等規制法の運用

○事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出及び定期的に受けること又は実施することとされている検査等

弾力的な運用を基本的には終了する。

ただし、例えば、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応などやむを得ない事情がある場合には、実態に応じた対応をすることとする。

4. 原子力規制庁の勤務体制

○9月13日及び10月1日に緊急事態宣言が解除された都道府県に所在する官署の職員 引き続き、7割の出勤回避（終日）を目指す。